

令和5年1月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和5年1月16日（月）午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，笠井智佳，松嶋康博）
- 4 議場に出席した職員

教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（楠田謙治），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（津田由美子），参事兼文化振興課長（中川勝規），文化財課長（山田昭弘），文化財課副主幹（土屋潤一郎），書記（木葉健介），書記（佐々木良）

- 5 議事
(1) オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について
(教育指導課)
- 6 報告事項
(1) 「第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」の策定について (文化振興課)
(2) 令和4年度佐佐木信綱記念館特別展「信綱の思ひ出づる人々」の開催について
(文化財課)
(3) 令和4年度大黒屋光太夫記念館特別展「光太夫とはじめて物語」の開催について
(文化財課)
- 7 その他
(1) 令和5年2月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)
- 8 傍聴人 1名

(教育長) 皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和5年1月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は，笠井委員にお願いいたします。

請願第4号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について」をお諮りします。

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが，別紙のとおり請願書の提出があったので，鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第1号の規定により，その取扱いについて審議いたします。

(教育指導課長) それでは，私からは請願第4号「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願」につきまして，説明申し上げます。まず，はじめに，本日，本請願の参考資料として，机上にホッチキス留めの資料を配付させていただきました

ので、御確認ください。

それでは、事項書2ページを御覧ください。本請願の内容について御説明申し上げます。このたびの「オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願」につきましては、令和4年12月15日に提出されております。請願の趣旨は、「新型コロナウイルスワクチンの接種は予防接種法により、あくまで個々の自由意思で判断されるべきものであるが、令和4年11月文部科学省がワクチン接種の促進の呼び掛けをするよう教育委員会、学校教職員に求める通達を出した。公的機関からの「促進」は、特に子供など社会的弱者に対して強制性が懸念され、自由意思による自己決定権が損なわれる。」とし、以下ワクチン接種の影響や情報の偏りを理由とし、3ページにありますように、3項目について請願されました。

1点目、今後、医学的知見を持たない教育委員会がコロナワクチン接種の促進、推奨を行わないこと。2点目、新型コロナウイルスワクチン接種後死者数、重篤副反応数、事例を周知すること。3点目、三重県で集計した新型コロナウイルス感染症患者の年代別入院率や重症化の割合を、自治体の教育委員会、学校を通し、保護者へ周知すること。以下、4ページから51ページはワクチン接種に関する資料となっております。

次に、本日、配付させていただいた参考資料につきまして説明申し上げます。まずは、先ほどの請願の1ページ目、2行目「令和4年11月の文部科学省がオミクロン対応ワクチン接種の促進を呼び掛けるよう教育委員会、学校教職員に求める通達を出した」と記載されている文部科学省通知（11月18日付け）表題「オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について」でございます。上段の四角囲みには、この通知の概要が記載されています。「本事務連絡は、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、オミクロン株対応ワクチンの接種に関し、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するものです。」

もう一つの資料につきましては、先ほどの11月18日付け文科省通知の2ページ目、中段辺りに記載されている、令和4年9月6日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」です。9月6日の資料を御覧ください。この資料は、先ほどと同じように上段の四角囲込みに概要が書いてあります。「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施について、学校等集団接種に関する考え方など、学校等における考え方及び留意点等を取りまとめましたのでお知らせします。」

以上でございます。

（教育長）以上の事務局の説明について、御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（松島委員）2ページ目にあります賛同者というところで2つ会の名前が書いてございます。「全国有志医師の会」と「全国有志議員の会」ですね。こちらの2つの会について確認というか、実在する会であるのかどうか、また、賛同ということで請願を出された方が賛同を受けているという、そういうバックボーンについてお聞かせいただきたいなと思います。

（教育指導課長）この2つの賛同者の団体はございます。請願者に連絡したところ、請願については、賛同者から了解を得たと回答いただきました。

(松島委員) 分かりました。あくまでも請願者本人の言質のみをいただいているということですね。その辺りももう少し深く調べてみることも必要なのかなと思いますので質問させていただきました。

(山中委員) 行政用語でいう「通達」というものはどのような意味を持つものなのでしょうか。ちょっと私はよく分からないのですが、今日の資料の中には「情報提供」という言葉で、よく分かりやすい内容となっています。「通達」の意味を教えてください。

(教育次長) 一般的な「通達」というのは上級官庁から下級官庁に対しての指示・命令という意味で使われていると考えております。請願者は「通達」という言葉を使っておりますが、御覧のとおり 11 月 18 日付の文書自体は事務連絡だということで、一般的な意味合いでの「通達」というものではないと捉えております。

(下古谷委員) 先ほど松島委員も触れられましたが、4 ページから 51 ページまでですかね。かなりの資料の量でして、5 ページの折れ線グラフ等、あるいは 23 ページのファイザー株式会社と書いたような資料等と、なかなか多岐にわたり莫大な量がございしますので、少し内容確認するための時間をいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

(教育長) そのような御意見もいただきましたが、皆様、御賛同いただけますでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは各教育委員の方々に、まず、資料を見ていただいて検討していただきまして、次回の 2 月定例会で審議するというところでよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは本請願につきましては、次回 2 月定例会で審議を行うということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「第 4 次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」の策定について」をお願いいたします。

(参事兼文化振興課長) それでは、私からは報告事項 1 番目「第 4 次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」の策定につきまして、説明申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。平成 29 年度に策定しました「第 3 次鈴鹿市子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和 5 年度に終了するため、引き続き個別計画として、第 4 次の計画を策定しようとするものです。現行計画期間は、平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間でございます。「(3) 本計画の趣旨・目的」ですが、子どもが日常的に読書に触れ、読書を楽しみながら、健やかに成長していくためには、発達段階に応じた、継続的な子どもの読書活動推進が必要となります。そのことから、市全体で、子どもの読書活動を推進するために、本計画において、家庭・地域・学校等の連携を強化し、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備、読書機会の充実、読

書に関わる普及・啓発と人材育成を図る具体的な方策を定めております。「(6) 現行計画の課題，現行計画策定後の社会状況等の背景の変化について」でございますが，子どもを取り巻く環境の変化については，スマートフォンなど，近年の情報通信手段の普及により，子どもの読書環境にも大きく影響を与えている可能性があります。このことは，内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」にも出ており，インターネットを利用すると回答した青少年の平日1日当たりの平均利用時間が，年々増加するとともに，小・中・高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向が見られております。そういった中で，平成30年4月に国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され，読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進や学校等における子どもの読書活動の推進などが，基本方針として示されております。また，令和2年度からは，第四次三重県子ども読書活動推進計画が策定され，『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針が示されました。本市の「子ども読書活動推進計画」においても，子どもの発達段階を「乳幼児期・児童期・青年期」に分け，発達段階に応じた読書活動推進の取組を進めきたところではありますが，最近，令和2年度から令和3年度にかけて，新たな学習指導要領が，全面実施されたことや，現在策定中の，国の新たな基本方針を踏まえ，読書習慣の形成を効果的に図る必要があると考えております。

「2 新たな計画について」でございますが，(2) 策定の根拠となる法令は，子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項になります。(3) 策定の根拠としては，同法では努力義務となっております。続いて，3ページの(4) 次期計画の期間は，次期総合計画に合わせて，令和6年度から令和13年度までの8年間とし，令和6年4月から開始したいと考えております。「(5) 現行計画からの課題や「個別計画」の役割を踏まえ，改善すべき要素，新たに盛り込むことを検討すべき要素等」でございますが，国や県の定める基本方針，そして意向調査（アンケート）から見える前回との比較分析に基づいて，必要な施策の方向性を位置づけていきます。また，次期総合計画や関係計画との整合を図りながら策定していきます。「(6) 関連するその他の計画」については，先ほど申し上げました国・県の読書活動推進計画の他，次期総合計画や鈴鹿市教育振興基本計画，鈴鹿市立図書館サービス推進方針がございました。

続いて，4ページの「3 策定プロセスについて」でございますが，「(1) 作業時期」といたしましては，令和4年度に意識調査業務といたしまして，市民アンケートを実施し，令和5年度には計画策定業務を行ってまいります。「(2) 作業体制」といたしましては庁内の関係各課から成る庁内ワーキンググループを立ち上げ，アンケートや計画の素案づくりを行います。市民からの公募を含む市民委員会では計画策定に係る意見聴取を行います。また，関係各課長や園長・校長代表などから成り立つ策定委員会では計画案の協議をしていきます。それぞれの会議体の想定規模，想定開催回数といたしましては記載のとおりでございます。「④アドバイザー又はコンサルタントへの業務委託の有無，業務内容について」は，コンサルタント会社に，アンケートの分析，計画作成支援の業務委託を令和5年度に依頼する予定でございます。最後に，(3) 今後のスケジュールは，1月から庁内ワーキングで，アンケートを作成，2月から3月に，アンケート調査の実施。5月から9月にかけて，市民委員会・策定委員会で計画案を協議。その後，行政経営会議や議会への説明，パブリックコメントを経て，教育委員会と行政経営会議で最終案を審議していただき，3月に公表を予定しております。以上で報告とさせていただきます。

（教育長）ただ今の報告に御質問，御意見がございましたら，お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 1点、お伺いしたいのですが、1ページの(6)「子どもを取り巻く環境の変化については、近年の情報通信手段の普及により、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。」というところで、いわゆるネット書籍、iPadなどで本が読める時代になってきていると思うのですが、読書活動というものに関して、いわゆる製本化されたものの時間数をカウントされているのか、ネット書籍で読んだものもいわゆる読書活動として認定されているのかについて教えていただけましたら助かります。

(参事兼文化振興課長) 現在、製本された本以外についてはカウントされておられません。先ほど申し上げましたが、現在、国が令和5年度からの計画を策定中ですので、この中にはひょっとしたらそういったものが含まれてくる可能性もあろうかと思えます。国がこの件についても調査していくと書いてございましたので、そういう結果も出てこようと思いますので、それも踏まえながら次期計画には反映していきたいと考えております。

(下古谷委員) 多分、これからデジタル図書は、多数、出版されるかと思えます。これまで子どもたちが読書しているかは図書館に足を運んだ時間などで評価をしていたような記憶がございます。この次の時代では、計画等では、今、笠井委員が言われたようにやはりデジタル的な部分も考慮した指針といいましょうか、方向性で読書については見ていかなければいけないのかなと個人的には思っています。ただ、一番懸念されるのがデジタル教科書、デジタル図書となると私もそうですが、一気に視力が落ちるのではないかと。やはりそういう面も考慮しなければいけないというところがあって一気にデジタルに移行するということも問題はあるのかなという気がします。今回、計画を立てていくということで、デジタルというのは避けて通れないのではないかとこの感じがしていますので、ぜひ先ほど説明していただいたように、いろいろと検討していただいて最善の方向で進めていただければと思います。

(山中委員) 非常に大事な推進計画だと思いますので、積極的に進めていっていただきたいと思います。特に自分が懸念するのは、ここに書いてあるインターネット等の利用の傾向で、正にそのとおりだと自分も思いますし、「子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。」となっておりますが、是非ともアンケート調査などいろいろな調査の中で、この辺を特にどうなっているのかを調べていただきたいと思います。また、新たなネット書籍とかそういったものを否定するつもりもありませんし、そういったものをどう取り込んでいくのか、そして子どもたちの読書環境を保障していくという方向で、是非とも積極的に推進していっていただきたいと思います。

(松嶋委員) 計画の期間についてなのですが、8年間という長きにわたる期間での推進計画ということで、前回の7年間を見てみますと、中間の見直しが平成31年に一度行われているというだけのように見受けられます。やはり先ほどからお話もあります社会状況等の変化、それが本当に目まぐるしく変わってくる。これからまたメタの時代に入っていくとなると、インターネット書籍も当然そうですし、それに続くものというのも、もしかすると8年間の間で何らか出てくる。そんな可能性も予想されますので、8年という期間自体はいいかと思うのですが、いわゆるPDCAを回すのに8年経たないとチェックがないという状態は、やはりこれは避けていただきたいと思いますので、柔軟に1年ごとに計画の見直し等を図るような計画段階で見直しの計画とい

うのも細かく設定をしていただければと思いますので、意見として述べさせていただきます。

(参事兼文化振興課長) この計画自体は総合計画に合わせて8年間なのですが、実際には前期と後期で4年ごとに見直すということになっておりますので、委員がおっしゃられたのは、1年ですが、その辺りは状況を見ながら何かしらの対策を考えたいと思います。私どもの文化振興課は一応取りまとめ役なのですが、それ以外にも関係課が5課ございますので、5課と協議しながら、毎年進捗状況を追いかけていきますので、中での協議をしていきたいと思っております。

(教育長) ほかにどうでしょうか。

それでは御意見もないようですので次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「令和4年度佐佐木信綱記念館特別展「信綱の思ひ出づる人々」の開催について」をお願いいたします。

(文化財課長) 続きまして、報告事項2番目佐佐木信綱記念館特別展について、御説明申し上げます。佐佐木信綱記念館では、「信綱の思ひ出づる人々」と題し、1月18日(水)から3月19日(日)まで特別展を開催いたします。佐佐木信綱が誕生してから、150年が経過しました。信綱の生まれた明治5年生まれには、樋口一葉、島崎藤村がいます。信綱の生涯を振り返ってみると、信綱の身边には、常によき先達・よき友・よき後進が集い、多くの人々との交流がみられました。今回の特別展では、信綱の自著『明治文学の片影(へんえい)』や『明治大正昭和の人々』に記されている、学界・芸術界の著名人や、「心の花」の門人たちとの親交の一端に触れ、出会いのエピソードや信綱宛に送られた書簡や葉書などから見える、信綱の人となりを紹介いたします。信綱の思ひ出づる人々を通して、改めて佐佐木信綱を知っていただく機会となれば幸いに存じます。以上、報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 1月18日(水)から3月19日(日)という形で期間設定されていますが、大体何名ぐらいが訪れるという想定なのでしょうか。

(文化財課長) お越しいただいた方には無料で図録の方を配布させていただくのですが、これを500部用意しております。コロナ禍などいろいろな状況もございますが佐佐木信綱記念館の特別展につきましては、令和元年度以来の開催になるのですが、令和元年度には811名という来館者数をいただいておりますので同等規模を想定しております。

(教育長) そのほかにどうでしょうか。

それでは御意見もないようですので次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和4年度大黒屋光太夫記念館特別展「光太夫とはじめて物語」の開催について」をお願いいたします。

(文化財課長) 続きまして、報告事項3番目大黒屋光太夫記念館特別展について、御説明申し上げます。大黒屋光太夫記念館では1月19日(木)から3月19日(日)まで、「光太夫とはじめて物語」と題し、令和4年度特別展を開催いたします。大黒屋光太

夫が 1792 年 10 月に日本に奇跡的な帰国を果たしてから 230 年を迎えました。大黒屋光太夫と言えば、決死のロシア横断が有名ですが、彼の帰国をきっかけに日本とロシアの史上初めての外交交渉が行われ、また、様々なモノや情報が日本に初めて紹介されたことは本市市民にもそれほど知られておりません。そこで光太夫の帰国によって日本にもたらされた「スケート」、「紅茶」、バラライカやピアノなどの「楽器」「世界地図」など現在の私たちの生活の身近にあるモノや情報をわかりやすく紹介することで、子どもから大人まで関心をひき、光太夫の帰国が日本の歴史に与えた影響とその業績について理解を深めていただきたいと思います。鈴鹿出身の大黒屋光太夫の人生に改めて触れていただく機会となれば幸いに存じます。以上、報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 大黒屋光太夫記念館に関しましては、子どもの学校の社会の自由研究の課題であるとか、小学生向けに絵画の募集をされたりとか、定期的にいろいろな取組みをされているかと思います。私も家族で記念館にお伺いしまして、イベントをしていない時もすごく楽しめましたので、今回もとても楽しみだなと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和 5 年 2 月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和 5 年 2 月教育委員会定例会でございますが、令和 5 年 2 月 8 日(水)午後 2 時から教育委員会室において、開催したいと存じます。よろしく願いいたします。

(教育長) ただ今の提案に、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和 5 年 2 月教育委員会定例会を令和 5 年 2 月 8 日(水)午後 2 時から教育委員会室において開催することにいたします。

以上をもちまして令和 5 年 1 月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

1 月教育委員会定例会終了 午後 2 時 29 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 笠井 智佳